

住民票の写し等に係る本人通知制度を始めます

～南国市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について～

平成26年7月1日 受付開始

■本人通知制度とは

「事前に登録した方」の住民票や戸籍の附票の写し、戸籍謄抄本を、第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的としています。

*制度が利用できるのは、登録した方に限ります。
同一の住民票などに記載のある方でも、登録していなければ対象となりません。

■登録できる方

◎南国市の住民基本台帳（除票を含む）に記載されている方

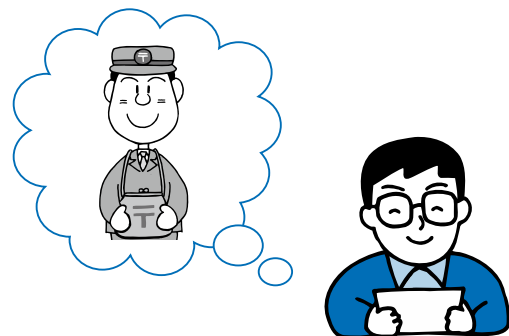
◎南国市の戸籍（除籍を含む）に記録（記載）されている方

■登録申請時に必要なもの

◎運転免許証など本人確認ができる書類

◎印鑑（認め印可）

*代理人による登録申請や、郵送による登録申請を希望する方は、別途必要な書類などがありますので、事前にお問い合わせください。



■制度適用期間、登録の更新・変更・廃止について

◎制度の適用期間は登録日の翌日から3年間です。

◎引き続き登録を希望する方は、更新の手続きが必要です。更新の手続きは、適用期間満了日の1カ月前から行うことができます。

◎住所などに異動があった場合は、住民票などの異動届とは別に、本人通知制度の変更届が必要です。

◎登録者が死亡や居所不明により、住民票などが消滅された場合は、適用期間内であっても登録を抹消します。

※登録申請・お問い合わせは、市民課市民係（☎880-6574）まで

知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は
翌月の末日です
忘れず納めましょう

平成26年度の一般免除申請の受付が 7月1日から始まります

保険料を納め忘れの状態が続くと、障害や死亡といった万一の際に障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度（30歳未満）」があります。

平成26年度の免除などの受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、今年4月からの法改正により2年1カ月前の月分までさかのぼって免除申請をすることができるようになっています。急な失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になった方や、申請を忘れていたために未納期間がある方などは、ご相談ください。

※お問い合わせは

南国年金事務所（☎864-1111）

市民課年金係（☎880-6555）まで

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

◆保険料軽減措置（被保険者均等割額に関する部分）の変更
均等割の2割軽減及び5割軽減の対象者が広がります。

○【被保険者均等割額の軽減】… 一部変更

軽減は、世帯主及び被保険者の総所得金額等の合計額（※）により判定します。

軽減の割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		改正前	改正後
9割	5,179円	33万円以下かつ 被保険者全員が年金収入80万円以下 （その他各種所得なし）	改正なし
8.5割	7,768円	33万円以下	改正なし
5割	25,896円	33万円＋（24.5万円×世帯主以外の被保険者数）以下	33万円＋（24.5万円×被保険者数）以下
2割	41,434円	33万円＋（35万円×被保険者数）以下	33万円＋（45万円×被保険者数）以下

※公的年金の場合、15万円を差し引いた額で軽減の判定をします。

○【所得割額の軽減】… 変更なし

軽減は、被保険者本人の総所得金額等の状況により判定します。

軽減の割合	被保険者の所得
5割 （所得割額の1／2相当）	賦課基準額（総所得金額等－33万円）が58万円以下 ※年金収入のみの場合は収入額が211万円以下

（注）同一世帯の中で、被保険者や世帯主の前年中の所得が決定できていない方がいる場合、保険料軽減判定ができませんので、所得の申告をお願いします。

◆保険料の上限額の変更

年間55万円→57万円

◆保険料の端数処理の変更

1円未満切捨て→100円未満切捨て

◆保険料の納付について

平成26年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。

年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書と兼用になりますので、各納付場所で納期限までの納入をお願いします。

◆被保険者証の更新

被保険者証（保険証）が8月1日に更新されます。新しい保険証の色は黄色です。

7月末に緑色の封筒でお送りします。届きましたら記載内容を確認のうえ、大切に保管してください。有効期限の過ぎた古い被保険者証は、各自で処分をお願いします。

◆一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合（1割または3割）の見直しを行います。ご自身の負担割合は、7月末に届く新しい被保険者証で確認してください。

◆「限度額適用・標準負担額減額認定証」について
市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費などが軽減されます。

・現在減額認定証をお持ちで8月以降も対象の方には7月下旬に新しい証をお送りします。
・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持って手続きをお願いします。

*申請が遅れた場合や医療機関へ提示しなかった場合の食事代については、原則さかのぼっての払い戻しはできませんのでご注意ください。

※申請先・お問い合わせは、長寿支援課いきいき長寿係（☎880-6556）まで